8月１日から新しくなります
「国民健康保険」「後期高齢者医療」保険証

▶問い合わせ先　保険健康課

▶新しい保険証を確認してください

国民健康保険の保険証は世帯ごとに、後期高齢者医療の保険証は個人ごとに７月下旬に郵送しています。

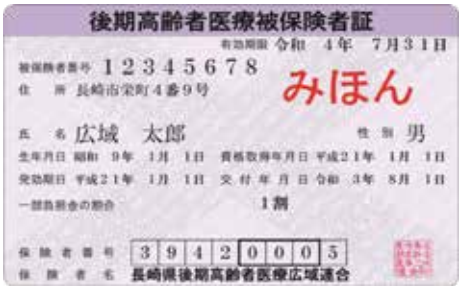
新しい保険証は８月１日から使用でき、有効期限は令和４年７月31日までです。ただし、生年月日や保険証の種類などにより、一部有効期限が異なるので注意してください。

なお、古い保険証は新しい保険証を受け取った後、８月１日以降に破棄してください。

８月１日を過ぎても保険証が届いていない人は、問い合わせてください。



国民健康保険被保険者証



後期高齢者医療被保険者証



▶保険証は大切に保管してください

保険の給付を受けるには、医療機関などにかかったとき、必ず保険証の提示が必要なので、大切に保管しましょう。

また、臓器提供の意思表示の有無について、裏面に記入することができるので利用してください。記入を隠すシールは、保険健康課にありますので希望する人は申し出てください。なお、記入は義務ではありません。

▶国民健康保険でこんなときは届け出が必要です

次の項目に該当する人は、保険健康課または有明支所、三会出張所で届け出を行ってください。

こんなとき	どうする	届け出時に必要なもの
勤務先の健康保険に加入しているのに保険証が送られてきた	国民健康保険の脱退届が必要です	・勤務先の保険証または健康保険資格等取得連絡票など ・国民健康保険証、印鑑
会社などを退職し、他の健康保険に入っていないのに、国保の保険証が送られてこない	国民健康保険の加入届が必要です	・健康保険資格等喪失連絡票など ・印鑑

ジェネリック医薬品を活用しましょう



国民健康保険・後期高齢者医療では、薬代の軽減と医療費抑制につながる、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。その一環として、市民皆さんが「ジェネリック医薬品」をさらに利用しやすくなるよう、保険証やお薬手帳に貼ることができる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成しています。（国民健康保険では、保険証台紙の裏面に添付しています）

シールを保険証などに貼って病院や薬局の窓口で提示することで、ジェネリック医薬品への切り替えを医師や薬剤師に伝えることができます。シールは保険健康課の窓口でも配布していますので、気軽に問い合わせてください。